市は、65歳以上の人に、平成29年度介護保険料の通知書(本 算定)を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方(特 別徴収または普通徴収)の確認をしてください。

詳しくは、高齢介護課(☎47-7406)へ。

≪特別徴収≫

- *対象/老齢(退職)、遺族、障 害年金が年額18万円以上の人
- *通知書/9月中旬に郵送
- *納付方法/年金から天引き ※年額18万円以上の年金を受 給している人でも、年度途中 で65歳になった人や、他の自 治体から転入した人などは、 特別徴収に切り替わるまでの 間、一時的に普通徴収での納

付となります

≪普通徴収≫

- *対象/老齢(退職)、遺族、障 害年金が年額18万円未満の人
- *通知書/8月中旬に郵送
- *納付方法/納付書または口座 振替



国民年金の加入者で、保険料を納めるのが困難な場 合は、申請によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の 1」の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の制度を利 用することができます。

ただし、いずれの制度も所得審査があります。ま た、部分免除の場合、承認後の保険料が納付されない と、免除は無効になり未納期間となりますので必ず納 めてください。

詳しくは、お近くの申請窓口でお尋ねください。

- ▶申請窓口/窓口サービス課、各地域事務所、市民サ ービスセンター、大垣年金事務所など
- ▶持ち物/年金手帳、印鑑、運転免許証など身分を確 認できるもの、雇用保険受給資格

者証または雇用保険被保険者離職 票 (失業中の人)

▶問合せ/窓口サービス課国民年金 グループ (547-8129) または大 垣年金事務所 (☎78-5166) へ



平成29年度 所得段階別の年間介護保険料				
所得段階	対 象	保険料率	年間保険料	
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.45	30, 024円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.65	43, 368円	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.75	50,040円	
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 非課税で、課税年金収入額と合計所得金 額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	60, 048円	
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は 非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	66, 720円	
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120万円未満の人など	基準額×1.20	80,064円	
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120万円以上190万円未満の人など	基準額×1.30	86, 736円	
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190万円以上290万円未満の人など	基準額×1.50	100, 080円	
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290万円以上490万円未満の人など	基準額×1.70	113, 424円	
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 490万円以上690万円未満の人など	基準額×1.75	116, 760円	
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 690万円以上の人	基準額×1.80	120,096円	

国民健康保険料の料率を決定

8月中旬区通知書を郵送

平成29年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりまし た。今年度の料率は前年度と同率です。年間保険料は、この料率を もとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金 額で、保険料率および最高限度額は下表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更(決定)通知 書」と4期(8月)からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送し

ます。なお、4期から10期までの保険料は、 年間保険料からすでに納付済みの1期から3 期分を差し引いて、7回に分けた金額となっ

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グ ループ (**5**47-8132) へ。



	平成29年度 国民健康保険料率					
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40~65歳)		
所得割	基準総所得金額※の	7. 15/100	2. 24/100	1. 90/100		
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	20.00/100	6. 10/100	6. 40/100		
均等割	被保険者1人につき	24,500円	7,700円	8,500円		
平等割	1世帯につき	25,000円	7,800円	6,000円		
	最高限度額	540,000円	190,000円	160,000円		

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

 $-7092) \ \ \sim$

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など 右記の手当を受けている人(所得制限で支給 停止の人を含む)に、現況届などを8月に郵 送します。

必要事項を記入・押印などのうえ、現況届 などを期日までに提出してください。いずれ の手当も、平日のみ(児童扶養手当のみ一部 土日に受付)、窓口で受け付けます。

なお、期限内に提出がないと、支給が停止 となります。また、この手続きを2年間しな いと受給権が消滅しますので、ご注意くださ

「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」

- *提出期間/児童扶養手当の現 $況 \mathbf{L} = 8 月 1 日(火) \sim 31 日$ (木) 特別児童扶養手当の所 得状況届=8月10日(木)~9 月11日(月)
- *提出場所/子育て支援課、上 石津・墨俣地域事務所
- *備考/児童扶養手当のみ、8 月26日(土)・27日(日)の午前 10時~午後3時に、市役所本

庁舎1階第2会議室でも受付 *問合せ/子育て支援課(**☎**47

「特別障害者手当」 「障害児福祉手当」 「経過的福祉手当」

- *提出期間/8月10日(木)~9 月11日(月)
- *提出場所/障がい福祉課、上 石津・墨俣地域事務所
- *問合せ/障がい福祉課(☎47